

議案第86号

多可町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

多可町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年12月7日提出

多可町長 吉田一四

## 多可町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町職員の育児休業等に関する条例（平成17年多可町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）中「第2条の3第3号において」を「以下」に改め、「「1歳6か月到達日」という。」の次に「（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）」を加える。

第2条の3第2号中「この条」の次に「及び次条」を加える。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

**第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。**

（1）当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

（2）当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「該当すること」の次に「又は第2条の4の規定に該当すること」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育

の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 多可町職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表

| 現<br>行   | 改<br>正  |
|--|---|
| (育児休業をすることができない職員)   | (育児休業をすることができない職員)  |
| <b>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</b>   | <b>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</b>  |
| (1)・(2) (略)  | (1)・(2) (略)   |
| (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員   | (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員  |
| ア 次のいずれにも該当する非常勤職員   | ア 次のいずれにも該当する非常勤職員  |
| (ア) (略)  | (ア) (略)   |
| (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（ <u>第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。</u> ）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 | (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（ <u>以下「1歳6か月到達日」という。</u> ）（ <u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u> ）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 |
| (ウ) (略)  | (ウ) (略)   |
| イ・ウ (略)  | イ・ウ (略)   |
| (育児休業法第2条第1項の条例で定める日)  | (育児休業法第2条第1項の条例で定める日)   |
| <b>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</b>   | <b>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</b>  |
| (1) (略)  | (1) (略)   |
| (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同   | (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同  |

| 現  | 行 | 改   | 正 |
|--|---|---|---|
| <p>様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) (略)</p> |   | <p>様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この<u>条及び次条</u>において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) (略)</p> |   |
|  |   | <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)</u></p> <p><b>第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。</b></p> <p>(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到</p>  |   |

| 現<br>行   | 改<br>正  |
|--|---|
|  | <p><u>達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p>(2) <u>当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p>  |
| (育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)  | (育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)   |
| <u>第2条の4</u> (略)   | <u>第2条の5</u> (略)  |
| (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)  | (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)   |
| <u>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u>  | <u>第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</u>   |
| (1)～(5) (略)  | (1)～(5) (略)   |
| (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。 | (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、 <u>育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。</u> |
| (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。   | (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条  |

| 現<br>行   | 改<br>正  |
|--|---|
| (8) (略)  | <u>の4の規定に該当すること。</u>  |
| (育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)   | (育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)  |
| <b>第4条</b> 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。 | <b>第4条</b> 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、 <u>育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つてゐるが、当面その実施が行われないこと</u> その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。 |
| (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)  | (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)   |
| <b>第10条</b> 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。  | <b>第10条</b> 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。   |
| (1)～(6) (略)  | (1)～(6) (略)   |
| (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。  | (7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、 <u>育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つてゐるが、当面その実施が行われないこと</u> その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。                                       |